

物 件 調 査 書

物件番号	34
------	----

所 在 地		北海道旭川市緑が丘2条4丁目4番3						
住 居 表 示		同 所						
現 況 地 目 及び面積等		宅地	1,228.40 m ²				工作物	—
			—————				立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	4番3						
	地目	宅地						
	数量	1,228.40m ²						
	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		北東側	舗装市道	幅員約	14.0 m	(法第42条第1項第1号道路)		
		南東側	舗装市道	幅員約	8.0 m	(法第42条第1項第1号道路)		
の 状 況								
法 令 に 基 づ く 制 限	建 都 市 計 画 法 築 基 準 法	市街化区域						
		用途地域	第一種中高層住居専用地域					
		地域・地区						
		建ぺい率	60%					
		容 積 率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
	そ の 他	・都市計画法 ・景観法 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・都市再生特別措置法						
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容	*別葉「補足説明事項」参照			
に関する事項		道路後退	無	負担の内容				
供 給 処 理 施 設 の 概 要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有					
	公共下水道	接面道路配管	有					
	都市ガス	接面道路配管	有					
交通機関		バ ス	旭川電気軌道バス 『緑が丘3条4丁目』停留所まで徒歩4分					
公共施設		旭川市役所		旭川市立緑が丘小学校		旭川市立緑が丘中学校		
参 考 事 項	別紙を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ・当該物件の北東側境界線付近の上空を架線が通過しています。
- ・当該物件にある樹木の枝が、南東側接面道路に一部越境しています。
- ・当該物件の北東側接面道路から樹木の枝が越境しています。
- ・当該物件内及び北西側隣接地にある樹木が互いに越境しています。
- ・当該物件内には、北西側隣接地にまたがって車止めポールが設置されています。
- ・当該物件は、開発行為をしようとする場合には、都市計画法第29条の許可を受けなければなりません。
- ・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に旭川市長の許可が必要になる場合があります。詳細については、旭川市ホームページ「宅地造成及び特定盛土等規制法（旧：宅地造成等規制法）関係のページ」で確認願います。
- ・当該物件は、旭川市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき旭川市長への事前届出が必要となります。詳細については、旭川市に照会願います。
- ・当該物件の車両の出入りは、北東側の一部からしかできません。
- ・当該物件の南東側接面道路は歩行者専用道路のため、車両の通行はできません。
- ・当該物件は、北東側接面道路より約1.2m高く位置しており、北東方向に緩やかな下り傾斜となっています。
- ・当該物件は、南東側接面道路より約1.2m高く位置しており、南東方向に急な下り傾斜となっています。
- ・当該物件内には、アスファルト舗装があります。
- ・当該物件内には、車止め及び車止めポールが設置されています。
- ・当該物件内には、樹木が多数あります。
- ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。

所在地

旭川市緑が丘2条4丁目4番3

物件番号

34

案内図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

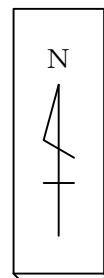
所在地

旭川市緑が丘2条4丁目4番3

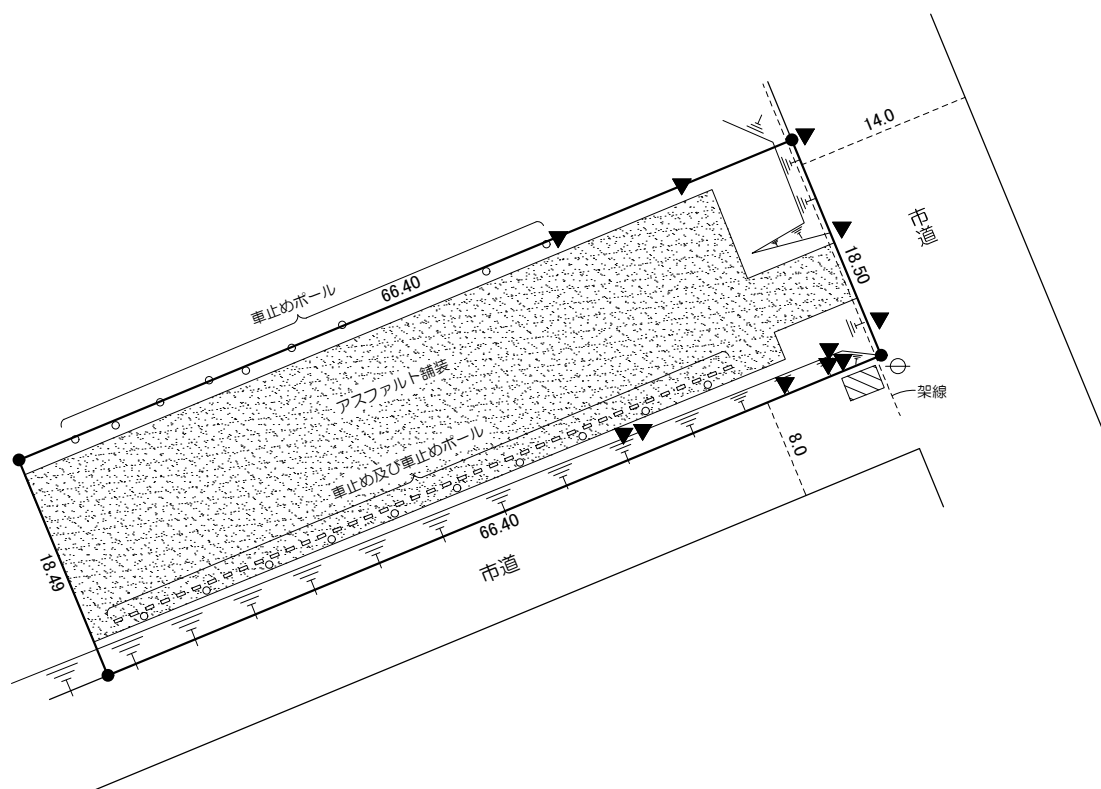
物件番号

34

概要図



- ▼ 樹木
- 電柱
- ▨ 遮断機



単位：メートル

※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	34
所 在 地	旭川市緑が丘2条4丁目4番3

